受
26.8.18
付
小郡三井医師会

福県医発第1401号（地）
平成26年8月11日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

生活保護法による医療扶助に係る診療依頼書の切り替えについて（お知らせ）

今般、福岡県福祉労働部保護・援護課より、標記診療依頼書の切り替えを平成26年10月1日から平成26年10月31日までに行う旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願い致します。

なお、

1）平成26年10月1日～平成26年10月31日までは、新旧どちらの診療依頼書でも有効なものとして取扱いをお願い致します。
（現在使用している緑色の診療依頼書が黄色に切り替わります。）

2）新しい診療依頼書につきましては、これまでと同様の取扱いとなりますが、特に以下の点についてご留意頂きますようお願い致します。

ⅰ）「確認票」のページに診療依頼書証紙の貼付または確認印の押印があるか。
（※「確認票」のページに証紙または確認印のない月は診療が受けられません。）

ⅱ）世帯によって、本人支払額の有無の記載が「確認票」のページにされている場合があります。

ⅲ）「他法関係」のページに他法適用の有無について記載がありますのでご確認をお願い致します。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（公印省略）

２６保援第２９８９号
平成２６年８月７日

福岡県医師会長
福岡県歯科医師会長　殿
福岡県薬剤師会長

福岡県福祉労働部　保護・援護課長
（保護医療係）

医療扶助に係る診療依頼書の切り替えについて（お知らせ）

日頃より、生活保護による医療扶助の実施につきまして、格段のご高配、ご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、標記診療依頼書について、平成２６年１０月を切替期間として、切り替えを実施することとなりました。

つきましては、生活保護法による指定医療機関及び指定調剤薬局について、平成２６年８月分医療券、調剤券の送付時に、別紙周知文書をあわせて送付することとしましたので、お知らせします。

お問い合わせ先
保護医療係　担当：奥
Tel　092-643-3294
Fax　092-643-3306

各医師会通知

2497

生活保護法による指定医療
機関・調剤薬局へのお願い

診療依頼書の切り替えについて

◎現在使用している診療依頼書（緑色）が新しい診療依頼書（黄色）に切り替わります。

※診療依頼書（黄色）は、平成26年10月から順次、引き替えをしておりますので、平成26年10月末までは、新旧どちらの診療依頼書でも有効なものとして取り扱われますようお願いします。

◎診療依頼書（黄色）につきましては、これまでと同様の取り扱いとなりますが、特に以下の点についてご留意いただきますよう、あわせてお願いいたします。

※「確認票」のページに診療依頼書証紙の貼付または確認印の押印があるか。
（「確認票」のページに証紙または確認印のない月は診療が受けられません。）

※本人支払額の有無……世帯によっては「確認票」のページに記載のある場合があります。

※他法適用の有無……「他法関係」のページに他法適用の有無について記載があります。

福岡県福祉労働部 保護・援護課
福岡県保健福祉（環境）事務所